

広島市消防団員証要領

消 防 局 消 防 団 室
平成21年 4月 1日 制 定
令和 3年 4月 1日 一部改正

広島市消防団員証要領を定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、「広島市消防団員の服制に関する規則」(昭和30年広島市規則第59号)に定める消防団員証(以下「団員証」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 消防団長は、消防団員(以下「団員」という。)に対し、その身分を明らかにするため、団員証を交付する。

(携帯)

第3条 団員は、職務に従事するときは、常に団員証を携帯するものとする。

(再交付)

第4条 団員は、団員証を紛失、き損又は記載事項に変更があったときは、別記様式により直ちに消防団長に届出をし、団員証の再交付を受けなければならない。

2 消防団長は、再交付を行った場合は、消防局長にその旨を報告するものとする。

(禁止行為)

第5条 団員は、団員証の取扱いに関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に貸与し、又は譲渡すること。
- (2) 記載事項を改ざんすること。

(返納)

第6条 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく団員証を消防団長に返納するものとする。

- (1) 退職したとき。
- (2) 再交付を受けたとき。
- (3) 紛失した団員証が発見されたとき。

2 消防団長は、前項により返納された団員証を裁断により廃棄処分するものと

する。

(委任)

第7条 この要領に定めるものの他、団員証について必要な事項は、消防団長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 広島市消防団員証票要領（平成19年2月27日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

